

平成30年度  
定期監査（第2回）及び  
財政援助団体等監査報告書

大網白里市監査委員

監 第 491 号  
平成31年3月25日

大網白里市長	金坂 昌典 様
大網白里市議会議長	岡田 憲二 様
大網白里市農業委員会会長	今関 喜明 様
大網白里市代表監査委員	古川 光夫 様

大網白里市監査委員 古川 光夫  
同 加藤岡 美佐子

平成30年度定期監査（第2回）及び財政援助団体等監査の結果  
報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により定期監査及び財政援助  
団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

## 平成30年度定期監査（第2回）及び財政援助団体等監査報告

### 第1 監査の対象及び説明聴取期日

監査対象課等	説明聴取期日	
東金交通安全協会大網白里支部（所管課：安全対策課）、 大網白里市産業文化祭実行委員会（所管課：農業振興課）、 農業振興課（農業委員会含む）、監査委員事務局	1月	24日
大網白里市水産加工業協同組合（所管課：商工観光課）、 商工観光課、一般社団法人大網白里市シルバー人材セン ター（所管課：高齢者支援課）、大網白里市身体障害者福 祉会（所管課：社会福祉課）、社会福祉課		25日

### 第2 監査の範囲

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに執行された財務に関する事務の執行。

### 第3 監査の期間

平成31年1月8日から同年1月25日まで

### 第4 監査の方法

定期監査を実施するにあたっては、地方自治法第199条第4項の定めるところにより、財務に関する事務の執行が、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているかを主眼とし、必要書類の提出を求めるとともに、主管課長等から説明聴取を実施した。

また、財政援助団体等監査を実施するにあたっては、地方自治法第199条第7項の定めるところにより、補助金が交付目的に沿って適正に活用されているかを主眼とし、財政援助団体等から必要書類の提出を求めるとともに、説明聴取を実施した。

### 第5 監査委員の除斥

加藤岡美佐子監査委員については、大網白里市水産加工業協同組合の組合員であるため、同団体の財政援助団体等監査の際には、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

### 第6 監査の結果

定期監査については、財務に関する事務の執行はおおむね適正に処理されているものの、以下のとおり改善について検討を要する事項が認められた。

また、財政援助団体等監査については、交付目的に沿いおおむね適正に執行されているものの、以下のとおり改善を要する事項が認められた。

## 1 指摘事項

### 財政援助団体等監査

#### 【大網白里市水産加工業協同組合（所管課：商工観光課）】

（大網白里市水産加工業協同組合は現在清算手続き中であり、平成30年7月以降、新団体として活動している。）

#### 大網白里市補助金等交付基準の適用について

大網白里市補助金等交付基準（以下「交付基準」という。）によると、団体等の決算における繰越金又は剰余金が市補助金の額を超えていないものを補助金等の交付の要件としており、また、事業を推進するための必要な人件費を除き、団体運営のための人件費は補助金等を充当できないとしている。更に、運営費補助にあつては、繰越金が補助金を超えている場合は、補助金を減額調整すること。また、剰余金・繰越金・積立金の多い団体、自立できる団体については、補助の必要性について適宜見直しを図ることとなっている。

しかしながら、大網白里市水産加工業協同組合を監査したところ、市からの補助金515,000円に対し、大網白里市水産加工業協同組合の総会資料によると、当期剰余金は▲207,320円ではあるが、利益剰余金が5,444,702円ある事例が見受けられた。

また、補助金等に関する規則に定める申請様式等の記載については、総会資料との整合性が図られておらず、繰越金についても記載がなかった。

大網白里市水産加工業協同組合の主要な事業活動は、購買事業と指導事業に分類されており、補助金の使途としては、事業推進するための事務職員の人件費に充当されているが、補助対象事業を明確にし、人件費は大網白里市水産加工業協同組合の自主財源で支出することが望まれる。

所管課は、今後の補助金等の交付に当たっては、交付基準に従い、補助金等の交付要件に合致するか十分に検討することが必要である。

## 2 意見

### 定期監査

#### （1）（農業振興課）

#### 適正な負担金の支出について

小中川施設管理委員会に対し施設の維持管理費として、1,500,000円を負担金として支出しており、事業費の100%を負担している。

しかし、予算額は2,861,000円で計上されており、負担金との差額は、1,361,000円あり、多くの繰越金があると考えられる。

繰越金が多い場合は、予算要求の段階で慎重に検討し、実際の事業費に見合った金額を負担されたい。

他の事業においても、事業費を全額負担している団体には、同様に検討されたい。

## 郵便切手受払簿の適切な管理について

郵便切手受払簿は、郵便切手等の受け入れや払い出し、送付先、残数確認、取扱者等を記載するための簿冊であり、現物と郵便切手受払簿の記載内容の定期的な照合を行い、管理が正確にできるよう、常に適切に整備しておくことが必要とされるものである。

農業振興課については、各班及び事業ごとに分類された7冊の郵便切手受払簿を管理しており、それぞれ事業ごとに郵便切手等を購入し、郵便切手受払簿にて出し入れを行っている。

しかし、郵便切手受払簿にて管理されている各事業で切手等が不足すると、他の事業から一時借用し、返還するという行為を繰り返し行っており、事業ごとの保有枚数の管理がされてなく、年度末になっても清算がされていないケースが見受けられた。

事業ごとの郵便切手受払簿は何のために必要なのか、そのためにはどのような整備状態にあるべきなのかを十分に認識して、郵便切手受払簿を整備し適切に管理するようにされたい。

## (2) 補助金の交付手続き等に関する事務について (継続)

市は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例」及び「補助金等に関する規則」並びに「補助金等交付基準」に基づいて、財政援助団体等に補助金等を交付する旨の手続きを行っている。

財政援助団体等に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであるから、市の計画、施策に沿うようその公益的目的を検討し、それに対して有効な補助金の支出をなしうよう、補助対象経費及び補助割合など個別に考慮した交付要綱により交付することが望ましい。

したがって、可及的速やかに財政援助団体等に対する補助金交付要綱を策定されたい。

また、補助金等交付基準によると、同一の内容の補助金等を継続して交付することができる期間については3年以内とする。ただし、特に必要性が認められる場合は、継続して交付することができるものとしているため、絶えず事業内容等の見直し及び精査をし、各団体の自立を促すよう努められたい。

更に、財政援助団体等を所管する課等が行う業務として、交付基準によると実績報告書が提出された時は、補助金等の不適切な支出がないかを補助対象経費に係る領収書等の支払証拠書類でその用途を確認することとしていることから、交付基準を習熟し厳格なチェックと指導をお願いしたい。

## 【参考】

### 1 指摘事項

- ・法令等に違反する事項又は不当な事項であり改善が必要なもの。
- ・3E（経済性：Economy、効率性：Efficiency、有効性：Effectiveness）の観点から著しく不適切又は不合理であると認められるもの。

### 2 意見

- ・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められるもの。又は複数の課等に共通する改善の方向性についての監査委員の見解。